

「第4次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」における施策表
【令和5年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画員	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進								
1	1 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	配偶者等からの暴力の防止に向けた周知・啓発の実施	多様な広報媒体を活用した周知・啓発	18	男女共同参画・外国人活躍推進課	・ テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌などの多様な広報媒体を活用し、DV防止に向けた周知や啓発を行い、DVを許さないという県民意識の醸成を図ります。	1	・ ホームページにパンフレット等を掲載し、企画展示（びゅあ総合にて）においても普及啓発を行った。 ・ ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載し、視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。 ・ DV被害者相談促進動画を引き続き県公式YouTubeチャンネルで公開、ホームページでも周知した。（R6年8月現在で視聴回数約5,900回）。
2			啓発パンフレット等の作成及び配布	18	男女共同参画・外国人活躍推進課	・ パンフレットや相談機関等を掲載したカードを作成し、学校や病院、関係機関等へ配布するとともに、講演会やイベント等あらゆる機会を捉えて配布し、周知を図ります。	1	・ 啓発パンフレットを作成し学校や関係機関等に配布した。 テートDV防止啓発パンフレット：11,500部作成（県内の全高校・専修学校の新入生に配布） STOP DV・テートDVパンフレット：3,200部作成 ・ 相談機関等を掲載したカード（英語表記あり）を3,000枚作成。関係機関や講演会、イベント等で配布した。また、県産婦人科医会に協力を依頼し、会員医療機関に設置を依頼した。 ・ 中学生向け男女共同参画啓発パンフレット「カラフル」を作成。その中でテートDV防止に関する情報も掲載し、県内の全中学校1,2年生に配布し啓発を行った。
3			「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報啓発	19	男女共同参画・外国人活躍推進課	・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から11月25日）に、企画展示やライトアップ等、各種広報啓発を集中的に実施します。	1	・ 男女共同参画計画推進センターびゅあ総合、びゅあ峡南、びゅあ富士（R5.11.1～30）、山梨県立図書館（R5.11.11～25）において企画展示を実施 ・ パープルライトアップを実施（県庁別館・議事堂：R5.11.21～27、ココリ：R5.11.12～25、甲府駅北口藤村記念館：R5.11.12～25） ・ 市町村にも事業実施を呼びかけ、7市町が期間中にパープルライトアップや企画展示等を実施した。
4			学習機会等の提供	19	男女共同参画・外国人活躍推進課	・ DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。	1	・ 県民講演会（R5.11.11） 「DVをなくすために～困窮世帯への伴走支援で子ども・親から学んだこと～」50名参加（オンライン含む） 講師：土屋匠宇三氏（一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事） ・ 開催チラシを広く（市町村・民間団体等）配布した。
5				19	びゅあ総合	・ DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。	1	県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 ・ 基礎講座（びゅあ総合 R5.7.7） 「包括的なDV被害者支援をめざして」 講師：信田さよ子氏（公認心理士・臨床心理士、原宿カウンセリングセンター顧問） ・ 第1回実務者研修（びゅあ総合 R5.7.31） 「困難女性支援法、改正DV防止法の施行に向けて～多岐にわたる女性支援、DV被害者支援～」 講師：佐々木郁子氏（DV被害者支援アドバイザー） ・ 第2回実務者研修（市川三郷町生涯学習センター R5.10.18） 「DV被害者相談・聴き取りとアセスメントの要所」 県女性相談所、女性の人権サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。 ・ DV問題を考える講演・報告・ディスカッション（びゅあ総合 R5.12.18） 講演「DVと子ども、そして子どもの性暴力被害と支援」 講師：北仲千里氏（NPO 法人全国女性シェルターネットワーク共同代表） 報告：鶴田竜也氏（北杜市こども政策部ネウボラ推進課社会福祉士）、北村輝子氏（地域総合子ども家庭支援センター・テラ統括責任者）、青柳明美氏（女性の人権サポートくろーばー代表） コーディネーター：佐藤久子氏（山梨県女性相談所 所長） アドバイザー：北仲千里氏（NPO 法人 全国女性シェルターネットワーク共同代表） 県やまなし交流サロン連携事業として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を学ぶ会」をオンラインにて開催した。 講演「4/1 新法施行でどうなる？何が変わる？」（R6.2.14） 講師：戒能氏江氏（お茶の水女子大学名誉教授）

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画 頁	担当所属	施策の内容	令和5年 度の実施 状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
6	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり	地域等における周知・啓発の推進	19	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。	1	・市町村に対してDV防止に向けた情報提供を行い、普及啓発を行うよう働きかけた。また、市町村・保健所等に啓発パンフレット等を配布した。
7			19	びゅあ総合	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。	1	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけた。	
8			19	びゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、地域におけるDV防止に向けた理解の促進を図るため、DVやデートDVの防止にスポットをあてた出前講座を実施する等の周知啓発を行います。	1	人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・「デートDV予防講座」(R5.7.12) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：県立日川高等学校生徒 ・「かけがえない命を守る」(R5.8.10) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：北杜市立長坂小学校児童 ・「性暴力被害について、教職員ができること」(R5.8.18) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：中巨摩教育協議会自立と平等研究会会員 ・「デートDV防止講座」(R5.9.14) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北杜市立明野中学校生徒 ・「自分の命は自分で守る」(R5.10.17) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：笛吹市立石和北小学校児童 ・「中学生のための『男女共同参画』STOP!デートDV」(R5.12.15) 講師：女性の人権サポート・くろーばー 受講者：甲斐市立竜王中学校生徒 ・「かけがえない命を守る心と体づくり」(R6.2.9) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：中央市立豊富小学校児童	
9			19	男女共同参画・外国人活躍推進課	・関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。	1	・関係機関連絡協議会を開催(10月)し、多様な被害者への支援を行っている関係機関に対し、情報提供を行った。	
10			19	びゅあ総合	・関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。	1	・やまなし外国人相談支援センター等と連携し、外国人等の多様な被害者に向けた情報共有及び情報提供を行った。	
11			21	男女共同参画・外国人活躍推進課	・被害者を発見した場合には、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるよう、パンフレットや相談機関を掲載したカードを作成し、講演会やイベント等において通報の必要性や方法等について、広く県民へ周知します。	1	・相談機関を掲載したパンフレット2種類を作成した。 ・相談機関を掲載したカードを作成した。 ・通報制度に関する内容をホームページに掲載している。 ・県民講演会や企画展示(びゅあ3館)、パンフレットにおいて通報等の趣旨を周知した。	
12			21	子育て政策課	・潜在的な被害者の早期発見や被害の未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。	1	・家庭の養育力強化研修(県愛育連合会主催)として実施(内容：児童虐待、DVへの対応策)(R5.12.20)参加者：80名(オンライン開催)	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
13			医療機関等への周知等	22	男女共同参画・外国人活躍推進課	・医療関係者等に対しては、被害者を発見したときの通報先や相談機関等についての啓発資料を配布するとともに、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等を通じてDV防止啓発講演会への参加等についても情報提供を行います。	1	・医療機関等にDV防止啓発パンフレット及び相談カードを配布した。また、講演会への参加依頼を送付した。
14				22	医務課	・医療機関(病院、診療所、助産所等)においては、各種研修会等の機会を通じて従事者等に啓発パンフレット等を配布し、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。	1	・医療機関等において、相談カードの設置・配布等により、職員へ被害の早期発見や対応について周知を図った。
15			教育機関の連携・対応	22	特別支援教育・児童生徒支援課	・児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。 ・学校の教職員に対し、児童生徒の虐待に関する留意事項やDVの特性、子どもや被害者に対する配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。	1	・児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めた。 ・校長研修会(R5.6.6 約300名参加)、教頭研修会(R5.6.13 約370名参加)において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。
16			市町村・保健所・教育機関、民生員等の地域における見守り	22	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、パンフレットや相談機関を掲載したカード等を配付するとともに、研修会や講演会等を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけます。	1	・デートDV防止啓発パンフレット等を配布した。また、講演会を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけた。
17				22	子育て政策課	・DVの被害は養育環境等において乳幼児に与える影響が大きいことから、市町村や保健所における公衆衛生担当者等を対象とした研修会等において情報提供を行い、DV被害の早期発見、相談体制等の支援ができるように周知します。	1	・母子保健従事者研修会、保健所母子保健担当者会議を通じて情報提供を行った。
18			見守り体制づくりに向けた連携	22	男女共同参画・外国人活躍推進課	・DVを未然に防止し、被害の早期発見から通報、相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等を通じ市町村、保健所、教育機関、民生委員、児童委員、民間団体等との連携強化に努めます。	1	・関係機関連絡協議会を11月に開催し、市町村、保健所、教育機関、民間団体等との連携強化に努めた。
19		通報への適切な対応	配偶者暴力相談支援センターにおける対応	23	女性相談支援センター	・通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対する危険が急迫している場合には、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待に当たると思われる場合には、児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合には、市町村と連携して適切な支援を行います。 ・医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターにおいて、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。	1	・通報時は危険性・緊急性を評価し、被害者に危険が急迫している場合は警察や市町村と連携して安全確保を図った。 ・通報者に、被害者への配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示の協力を求め、相談につなげた。 ・児童虐待と思われる場合は児童相談所や市町村、高齢者・障害者虐待と思われる場合は市町村と連携し支援を行った。 ・医療関係者からの情報提供に関しては、医療関係者と連携して相談に応じた。
20				23	びゅう総合	・通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対する危険が急迫している場合には、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待に当たると思われる場合には、児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合には、市町村と連携して適切な支援を行います。 ・医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターにおいて、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。	1	・通報があった場合は、通報者に、被害者への配偶者暴力相談支援センターに関する情報提供の協力をもとめるとともに、警察及び関係機関と連携を図り、安全確保を行うこととしている。 ・児童虐待及びその他の虐待と思われる場合は、市町村や関係機関とすみやかに連携し支援を行うこととしている。 ・医療関係者からの通報に対しては、密接な連携を図り適切な支援を行うこととしている。
21			警察における対応	23	警察本部	・県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。 ・通報やパトロール等によりDVを認知した場合には、DV防止法をはじめとした各関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害発生防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。 ・被害相談を受けた際には、危険性・切迫性の判断の参考に資するため「危険性判断チェック票」を活用した対応を行います。	1	令和5年中、307件のDV事案を認知し、受理時には「危険性判断チェック票」を活用し、被害状況及び被害者の意向に則した「事件化」、「暴力の抑止」を行うとともに関係機関と連携し、被害者の保護に必要な措置を講じた。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
22	3 若年層への教育及び周知・啓発の推進	配偶者等からの暴力の未然防止に向けた理解の促進	若年層に対する啓発の推進	24	男女共同参画・外国人活躍推進課	・中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座の実施や周知・啓発を図ります。	1	・若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成し、高校入学者等に配布した。
23				24	ぴゅあ総合	・中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座の実施や周知・啓発を図ります。	1	人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・「デートDV予防講座」(R5.7.12) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：県立日川高等学校生徒 ・「デートDV防止講座」(R5.9.14) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北社市立明野中学校生徒 ・「中学生のための『男女共同参画』STOP!デートDV」(R5.12.15) 講師：女性の人権サポート・くろーばー 受講者：甲斐市立竜王中学校生徒
24				24	ぴゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、関係機関や民間団体と連携・協力して、デートDV防止のための出前講座を行うなど、DV防止に向け、正しい理解の促進を図ります。	1	人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・「デートDV予防講座」(R5.7.12) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：県立日川高等学校生徒 ・「かけがえない命を守る」(R5.8.10) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：北社市立長坂小学校児童 ・「性暴力被害について、教職員ができること」(R5.8.18) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：中巨摩教育協議会自立と平等研究会会員 ・「デートDV防止講座」(R5.9.14) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北社市立明野中学校生徒 ・「自分の命は自分で守る」(R5.10.17) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：笛吹市立石和北小学校児童 ・「中学生のための『男女共同参画』STOP!デートDV」(R5.12.15) 講師：女性の人権サポート・くろーばー 受講者：甲斐市立竜王中学校生徒 ・「かけがえない命を守る心と体づくり」(R6.2.9) 講師：渡辺光美氏(リズムオブラブ主宰) 受講者：中央市立豊富小学校児童
25				24	女性相談支援センター	・女性相談所は、関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、若年層への教育や啓発の必要性について周知を行います。	1	・大学などからの要請に応じ講師派遣を行い、DVの実態や暴力の影響等、DVについての理解促進を図り、未然防止の必要性を訴えた。
26				24	医務課	・看護師等養成所等にパンフレットを配布し、教員の協力を得て、将来の看護師等を指す学生に対して周知啓発を行い、DV被害の未然防止に関する理解促進に努めます。	1	・看護師養成所等において、相談カードの設置・配布等により、学生への啓発を行い被害の未然防止に関する理解促進を図った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)	
27			保護者への理解の促進	25	特別支援教育・児童生徒支援課	・学校(学級)通信や広報を通じて、保護者に交際相手からの暴力(デートDV)防止を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図ります。	1	・高等学校教育相談連絡会議(書面を含む年3回実施:各60名)、高等学校生徒指導主事連絡会議(年6回実施:各40~60名)において研修会やチラシ等による情報提供を行い、保護者への理解促進を図った。	
28			教職員を対象とした研修会の開催	25	男女共同参画・外国人活躍推進課	・教職員向けの研修会を開催し、学生の「交際相手からの暴力(デートDV)」被害の未然防止を図るとともに、各学校での学生向けの講座の開催について働きかけを行います。	1	・高校生生徒指導主事に対するデートDV防止啓発研修会の実施(R5.6.20 講師:被害者支援センターやまなし元支援統括コーディネーター 佐々木由紀氏 42名参加) ・小中学校養護教諭に対するデートDV防止啓発研修会の実施(①R5.7.11、22名参加 ②R5.10.31、23名参加 ③R5.11.9、11名 講師:NPO法人エンパワメントアフロッキー)	
29			特別支援教育・児童生徒支援課	25	特別支援教育・児童生徒支援課	・高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道徳意識を高める教育を実施します。	1	・第2回高等学校生徒指導主事連絡会議(R5.5.16、対象:各学校生徒指導主事、約50名)において、不登校や自殺予防に関する福祉的な視点からの指導のあり方について研修会を実施した。 ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議(R5.6.20、対象:各学校生徒指導主事、約50名)において、デートDVやネットトラブルの実際とその予防的指導について研修会を実施した。	
30			学校における教育等の実施	人権教育等の実施	25	特別支援教育・児童生徒支援課	・DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく一人一人を大切に教育を実施します。 ・学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないよう、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。	1	・中学校生徒指導主事研修会(R5.9.21、約80名参加)において、中学校生徒指導主事を対象に、特別支援教育の視点から考える生徒指導について研修会を実施した。 ・校長研修会(R5.6.6 約300名参加)、教頭研修会(R5.6.13 約370名参加)において、「規範、生き方等」を取り上げた研修会を実施した。 ・高等学校においては、命を大切にすることを思いやる気持ちを育むよう、講演会や道徳教材を活用したホームルーム活動を実施した。(他課や関係機関との連携事業を含む)
31			情報モラル教育の推進	25	特別支援教育・児童生徒支援課	・情報化社会において、児童生徒が携帯電話(スマートフォン)やインターネットについて正しい知識を持ち、適切な使用ができるよう各学校において携帯電話(スマートフォン)やインターネットに関する情報モラル教育を実施するよう教員研修会等を通じて働きかけます。	1	・中学校生徒指導主事研修会(R5.7.4、約80名参加)において、中学校生徒指導主事を対象に、SNSに潜む危険性とその実態についての研修会を実施した。 ・年間6回実施した高等学校生徒指導主事連絡協議会(各40~60名)において、SNSに関するマナー教育や情報モラル教育推進を周知・依頼した。	
32		人権侵害の早期発見に向けた取組	25	特別支援教育・児童生徒支援課	・各学校において、いじめ実態調査等を実施し、デートDVと疑われる事案の把握と被害の早期発見・早期対応に努めます。	1	・文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査(年1回実施)を行い、暴力行為やいじめ、不登校の状況把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。 ・1学期末及び2学期末において、「公立小・中学校における生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施することで、生徒指導上の諸問題(暴力行為、いじめ)に関する状況を把握し、今後の生徒指導等の参考にするための情報として活用した。 ・いじめに関する実態調査(公立高等学校・特別支援学校対象、年3回実施)を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。		
基本目標Ⅱ 被害者に配慮した相談・保護体制の充実									
33	4 安心して相談できる環境の整備	相談につなげる体制整備	相談窓口の周知・広報	28	男女共同参画・外国人活躍推進課	・被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・啓発パンフレット・相談カードを配偶者暴力相談支援センター等に配布し窓口への設置を進めた。また、山梨県産婦人科医会の会員医療機関に協力を得て、会員医療機関に相談カード設置を依頼した。 ・ホームページでも相談機関等についての情報を掲載している。	
34				28	女性相談支援センター	・被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・会議、研修等を利用してリーフレットの配布を行った。 ・カードの設置場所に適宜補充を行った。	
35				28	男女共同参画・外国人活躍推進課	・被害者が手に取りやすい場所へDVの相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、外国人や障害者、高齢者、性的少数者等に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。	1	・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報掲載。視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。 ・英語を併記した相談カードを作成した。	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
36	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	相談体制の整備	女性相談支援センター	28	女性相談支援センター	・ 配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。	1	・ DVに関する相談は性別を問わず応じた。 ・ 市町村や関係機関からの相談に対応するなど広域的、専門的な支援を行い、中核的役割を果たす施設として被害者の安全確保対策を講じた。
37				28	びゅあ総合	・ 配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。	1	・ 性別を問わず被害者に関する相談に応ずることとしているとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講じた。
38				28	女性相談支援センター	・ 女性相談所は、中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターびゅあ総合や市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実に努めます。	1	・ 中核的な配偶者暴力相談支援センターとしてびゅあ総合や市町村窓口等と連携し、処遇困難事例を含む被害者支援を行った。
39			男性も相談しやすい環境整備	28	びゅあ総合	・ 男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口である男女共同参画推進センターびゅあ富士において、DVに関する事案についても電話による相談対応を行います。	1	・ びゅあ総合に窓口を移し、男性専用の電話による総合相談を行った。 (一般相談件数 39件のうちDV相談件数 0件)
40			28	女性相談支援センター	・ 女性相談所は、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル(内閣府男女共同参画局)」を活用し、男性被害者の相談に対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、県のホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。	1	・ マニュアルの活用や研修会への参加により、相談員の対応力向上に努めた。 ・ 県ホームページで配偶者暴力相談支援センターについて周知した。(令和5年度男性からの相談:のべ30件、内DV相談6件)	
41			災害時における体制整備	29	女性相談支援センター	・ 女性相談所は、災害時において適切な対応ができるよう、マニュアル等を作成し相談体制を整備します。	1	・ 災害対応マニュアルを活用し、災害時の対応について確認を行った。 ・ 避難訓練を実施し、実際の行動について確認を行った。
42			29	男女共同参画・外国人活躍推進課	・ 災害時において、各避難所等において相談窓口が確保され、その周知がされるよう、市町村に働きかけます。	1	・ 市町村に対し災害時のDV防止に向けた情報提供を行った。	
43			県及び関係機関との連携強化	29	女性相談支援センター	・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。	1	・ 相談内容により、適宜関係機関と連携を取り対応にあたった。
44			29	びゅあ総合	・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。	1	・ 被害者に適切な対応ができるよう市町村ほか関係機関と必要な情報を共有し連携を図った。 (連携機関調整7件、連絡調整122件)	
45			29	びゅあ総合	・ 男女共同参画推進センターびゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談所につなぎます。	1	・ 一時保護に至るまでの相談はなかったが、一時保護の検討が必要と判断される相談者については、十分な配慮のもと女性相談所に引き継ぐ。	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
46		婦人相談員等による適切な支援	婦人相談員等による支援	30	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引(内閣府)」や「婦人相談員 相談・支援指針(厚生労働省)」等の活用や事例検討等を行い、被害者の問題を解決し、より良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。 ・ 婦人相談員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。 ・ 婦人相談員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル(山梨県)」「配偶者からの暴力相談の手引き(内閣府)」「婦人相談員 相談・支援指針(厚生労働省)」等を活用し、相談者に対し必要な情報提供や助言を行った。 ・ 婦人相談員は全国婦人相談員連絡協議会に所属し、研修と情報収集に努めている。また、相談や処遇、法律等に関する研修会に参加した。 ・ 市町村等に相談した被害者について、当該機関から連絡があった場合は、その都度連携して支援にあたった。
47			びゅう総合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引(内閣府)」や「婦人相談員 相談・支援指針(厚生労働省)」等の活用や事例検討等を行い、被害者の問題を解決し、より良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。 ・ 婦人相談員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。 ・ 婦人相談員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。 	1	<p>相談員は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」に基づいた援助を行うとともに、被害者自らが選択決定する問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行った。 ・ 適切な相談対応や支援が行えるよう内閣府や各機関等が主催する各種研修会に参加し、知識の習得に努めた。 ・ 市町村など他の相談機関に相談した被害者を支援するため、当該機関との連携に努めた。 ・ 市町村や他の相談機関と連携し、他県に避難する被害者や他県から避難してきた被害者を適切に支援した。 		
48		警察における支援	被害者が相談しやすい環境の整備	31	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の心的負担軽減のため、その要望に応じて女性警察官が対応にあたり、加害者との遭遇回避のために必要な措置を講じた。 ・ 24時間相談受理が可能な警察安全相談電話により、被害者の申告、相談受理対応を図った。
49			関係機関との連携	31	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVが行われていると認められた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。 ・ 被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し保護措置等を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事案に応じて、関係機関の紹介や情報提供等を行い、被害者の保護、再被害防止を行った。 また、被害者に子供がいた場合には、家庭環境調査、当該児童の負傷の有無の確認等を行うとともに面前DVが確認できれば、児童虐待事案として児童の保護・保護者への指導等実施の上、児童相談所への児童通告を行った。
50			各種措置の検討・実施	31	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVが行われていると認められた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等、警察が取り得る各種措置について被害者に説明します。 ・ 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。 また、刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。 ・ 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVが行われていると認められた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の紹介、加害者への指導警告等、警察が執りうる各種措置について被害状況に応じて教示した。 ・ 刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた捜査を迅速に実施した他、危険性がある場合は被害届の提出を働きかけ、加害者を検挙して被害の再発防止を図った。また、加害者の検挙に加え、指導警告を実施した。 ・ 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく禁止命令、書警告等を実施した。
51			援助の申し出への対応	32	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。 ①被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の説明 ②加害者に住所又は居所を知られないようにするための措置 ③被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置 ④その他適当と認める援助 ・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者から援助申し出があった場合には、申し出内容に沿い、警察で認知したDVに係る対応、警察における関係機関への意見等の援助措置等を講じた。 ・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた避難、通院等の助言等、必要な援助を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
52		地域における相談体制の充実	市町村等相談窓口の充実	32	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。	1	・関係機関連絡協議会（10月開催）において相談窓口の重要性を周知し、設置・充実を推進した。また、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供を行った。
53				32	子ども福祉課	・市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。	1	・市町村の相談窓口にて被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行った。
54				32	子育て政策課	・市町村や保健所等、地域の保健業務を所管する部署が相談を受けた場合に、その担当者が被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるよう、母子保健従事者研修会や保健所母子保健担当者会議等の機会を通じて、パンフレット等の配付により情報提供を行います。	1	・母子保健従事者研修会、保健所母子保健担当者会議を通じて情報提供を行った。
55				32	女性相談支援センター	・女性相談所は、「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村等において相談に携わる関係者と共有し、相談支援に活用します。	1	・DV被害相談のマニュアルとして「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村等の実務者に所持してもらうようにした。
56				5 外国人・障害者・高齢者等への配慮	外国人・障害者・高齢者等への対応の充実	相談につなげる体制整備	33	男女共同参画・外国人活躍推進課
57				33	女性相談支援センター	・外国人への周知を図るため、ホームページに英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレットを掲載し、DVの被害等に関する理解の促進を図ります。	1	・県ホームページに外国語（4カ国語）で相談窓口の案内を掲載し、周知を図った。
58				33	障害福祉課	・市町村・市町村障害者虐待防止センターにおいて行う障害者の虐待相談などについて、啓発リーフレットを作成して広く周知し、早期相談を呼びかけます。	1	・啓発リーフレット及びポスターを市町村、障害者虐待防止センター、法務局、労働局・企業等に配布した。
59				33	健康長寿推進課	・市町村が設置している地域包括支援センターにおいて行う高齢者等の支援について、県ホームページ等で広く周知し、早期相談を呼びかけます。	1	県ホームページを通じて広く周知した。
60			相談体制の充実	34	女性相談支援センター	・女性相談所は、外国人からの相談に対応するため通訳の確保を行うほか、必要に応じて入国管理局や外国人支援団体と連携を図る等、適切な対応を行います。	1	・外国人からの相談に対応するために関係機関に通訳派遣を依頼すると同時に、小型翻訳機を日常会話の補助に活用した。 ・事例に応じて外国人支援団体と必要な連携を行った。
61				34	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	1	・外国人からの相談に対応するために通訳や小型翻訳機を確保した上で、被害者の心身の状況やニーズを把握し、必要に応じて医師や心理士の見解を聞きながら、支援の為の情報提供や関係機関との連携を行った。
62				34	びゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	1	・被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図った。
63				34	男女共同参画・外国人活躍推進課	・障害者や高齢者等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図ります。	1	・関係者連絡協議会（10月開催）において情報を提供したり、研修会・講演会等への参加を呼びかけたりした。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
64			市町村と連携した支援等	34	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。	1	・被害者のニーズに応じて必要な支援を提供できるよう、市町村の各部署と連携を図った。
65				34	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。	1	・被害者の個々のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行った。
66				34	健康長寿推進課	・高齢者への虐待防止を図るため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や事例検討会の開催を行います。	1	・高齢者虐待における困難事例について、市町村への専門職派遣支援(3回)を実施 ・市町村、地域包括支援センター職員等を対象とした「権利擁護対応力強化研修」(R5.8.3、10.25、12.6)開催し、事例検討等を通じて、高齢者への適切な支援の必要性について周知を行った。
67				34	障害福祉課	・市町村、市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携による障害者虐待防止への適切な対応を図ります。	1	・障害者虐待防止・権利擁護基礎研修の開催(R6.1.17) 施設職員60名 市町村職員19名 ・障害者虐待防止・権利擁護実践研修の開催(R6.2.1) 施設職員84名
68	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保	連絡体制の整備	35	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。	1	・緊急性のある被害者及びその同伴する家族について、警察とは年度初めに夜間休日を含む連絡体制について共有している。 ・所内においては緊急時の一時保護や加害者の対応をマニュアルに記載し、明確化している。
69				35	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。	1	・被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、警察、女性相談所とあらかじめ協議し、安全を確保した。
70					被害者及び同伴者の安全確保	35	女性相談支援センター	・女性相談所は、市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保のため、警察との連携の必要性について確認を行います。 ・女性相談所は、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察による援助を依頼し被害者の安全確保を図ります。
71		一時保護体制の充実	一時保護機能の充実	36	女性相談支援センター	・一時保護については、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。 また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。 ・入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、被害者のニーズに応じた支援計画を作成し市町村等と連携して自立に向けた支援を行います。	1	・夜間休日の一時保護については、警察と連携して相談者の安全の確保を行い、必要に応じて関係機関と連絡を取り支援体制を整えた。また、民間シェルターへの一時保護委託体制も整えた。(令和5年度一時保護所入所者10名、内DV主訴9名、同伴児7名、同伴者1名) ・入所者の健康状態は保健師が入所時及び必要時に面接相談をして把握し、保健指導を行った。 ・必要に応じて精神科医師、心理士の面接相談を行い、入所者の心身の状態把握に努めた。 ・一時保護後は入所者の意向を聞きながら自立支援計画を作成し、自立に向け関係機関との協働を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
72			被害者への医学的・心理的な支援	36	女性相談支援センター	・被害者や同伴する家族の疾病や心身の健康状態に応じて、精神科医による医療相談や臨床心理士等による心理相談を行います。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。	1	・被害者や同伴する家族に対し、精神科医による医療相談（月1回実施）や心理士による心理相談（月2回を基本として適宜実施）を行った。相談の中では、入所者自身の悩みに応える他、子育てや母子関係、子どもの行動等についての助言等を行った。 ・医療機関受診が必要な場合は同行支援を行った。
73			36	女性相談支援センター	・女性相談所は、必要に応じて、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を図り、被害者の心身の状況に応じて安定に向けた支援が受けられるようにします。	1	・被害者の状況に応じて、こころの発達総合支援センターまたは精神保健福祉センターに情報提供を行い、必要に応じて各機関と連携を行った。	
74			同伴する子どもへの支援の充実	36	女性相談支援センター	・児童相談所と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子どもについて、必要な支援が受けられるよう適切に対応します。	1	・被害者が同伴する子どもは、DVの目撃による心理的虐待だけではなく、他の虐待被害を受けている可能性があるため、必要に応じて児童相談所と連携し、子どもの面接相談や母子支援につなげた。
75			36	女性相談支援センター	・学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えます。	1	・同伴する学齢期の児童（小中高生）に対する学習支援事業を委託形式で実施し、子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えた。	
76			36	特別支援教育・児童生徒支援課	・学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えます。	1	・関係機関と連携を図り、学習や生活指導・支援等の体制整備を行った。 ・高等学校教育相談連絡会議（年3回実施、各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（年6回実施、各40～60名参加）を通して、関係機関との連携や同伴する子どもの状況に応じた学習支援についての体制整備を依頼した。	
77			広域的連携の実施	36	女性相談支援センター	・被害者の安全確保を図るため、他都道府県への一時保護を行う必要がある場合は、広域的な連携を図ります。	1	・一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、必要に応じて都道府県を越えた広域的連携を図った。
78			7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応	配偶者暴力相談支援センターにおける対応	37	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。 ・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。
79				37	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。 ・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。	1	・該当事例はなかったが、該当事例がある場合は、被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなど、円滑な制度の活用に向けた支援を行う。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
80			警察における対応	38	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者の保護を徹底します。また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。 保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係する警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。 DVの事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをためらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに被害者に連絡し、被害者保護を徹底するとともに、危害防止のための留意事項、緊急時の通報等について教示した。 県下警察署に対し、保護命令の内容、被害者の保護対策についての文書を発出して周知を図り、被害者が県外に居住、または転居した場合には、当該居所を管轄する警察本部に対して県間連絡を行い、被害者、被害関係者の安全確保を図った。 DV事案の危険性及び執りうる措置やその経過を記したチャート図を用いて、被害者に説明した上で被害者の意思確認を行い、被害者の要望に応じた支援を実施した。
81	8 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	相談員等の適切な対応	39	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 手引き等を活用し、被害者の立場に立った対応を行うよう努めた。
82				39	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な対応によって被害者に二次的被害が生じないよう手引等を活用し、常に被害者の立場に立った対応に努めた。
83			個人情報保護の徹底の周知	39	男女共同参画・外国人活躍推進課	<ul style="list-style-type: none"> 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害者や同伴者及びその支援者に関する情報の保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会（10月開催）を通じて周知を図った。また、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供を市町村や関係機関に対し随時行った。
84				39	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。 	1	<ul style="list-style-type: none"> センターが開催する実務者研修会や関係機関との日常の電話のやりとり等を通じて、被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮することの重要性を関係機関に周知した。 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が行われるよう周知を図った。
85	9 相談員等の資質向上	相談員等の資質向上のための取組実施	相談員等の育成	40	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるように、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議やアドバイザー派遣事業を活用して関係機関及び市町村の相談担当職員を対象として研修会を開催し、スキルアップに努めた。（実務者会議2回開催、アドバイザー派遣研修2回開催） 職員を県内外の専門研修に派遣したり、所内研修会等を実施し、相談技術の向上・習得や他分野の知識習得に努めた。また、困難な課題を抱えた相談に応じる相談員の心身の健康状態にも配慮した。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
86				40	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。 	1	<p>県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。</p> <p>「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎講座(びゅあ総合 R5.7.7) 「包括的なDV被害者支援をめざして」 講師：信田さよ子氏(公認心理士・臨床心理士、原宿カウンセリングセンター顧問) 第1回実務者研修(びゅあ総合 R5.7.31) 「困難女性支援法、改正DV防止法の施行に向けてー多岐にわたる女性支援、DV被害者支援ー」 講師：佐々木郁子氏(DV被害者支援アドバイザー) 第2回実務者研修(市川三郷町生涯学習センター R5.10.18) 「DV被害者相談・聞き取りとアセスメントの要所」 <p>県女性相談所、女性の人権サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> DV問題を考える講演・報告・ディスカッション(びゅあ総合 R5.12.18) 講演「DVと子ども、そして子どもの性暴力被害と支援」 講師：北仲千里氏(NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表) 報告：鶴田竜也氏(北杜市子ども政策部ネウボラ推進課社会福祉士)、北村輝子氏(地域総合子ども家庭支援センター・テラ統括責任者)、青柳明美氏(女性の人権サポートくろーばー 代表) コーディネーター：佐藤久子氏(山梨県女性相談所 所長) アドバイザー：北仲千里氏(NPO 法人 全国女性シェルターネット共同代表) <p>県やまなし交流サロン連携事業として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を学ぶ会」をオンラインにて開催した。</p> <p>講演「4/1 新法施行でどうなる？何が変わる？」(R6.2.14)</p> <p>講師：戒能民江氏(お茶の水女子大学名誉教授)</p> <p>相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「性暴力配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」(主催：内閣府)(R4.4.1~R5.3.31) 「専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣研修会」(主催：女性相談所)(R5.5.24) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」(主催：女性相談所)(R5.6.20、10.27、11.15) 「女性関連施設相談員・相談事業担当者オンライン研修」(主催：NWEC)(R5.6.20~7.18) 「日本『性とこころ』関連問題学会第12回学術研究大会」(主催：日本『性とこころ』関連問題学会)(R5.7.8) 「自殺関連問題相談支援研修会」(主催：精神保健福祉センター)(R5.8.4) 「犯罪被害者支援講座入門編」(主催：被害者支援センターやまなし)(R5.10.17) 「被害者支援ボランティア支援員候補者養成講座」(主催：被害者支援センターやまなし)(R5.10.27、11.14、11.20、12.12、12.21、1.10、1.26、2.8、2.17) DV防止啓発講演会「DVをなくすために～困窮世帯への伴走支援で子ども・親から学んだこと～」(主催：山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官)(R5.11.11) 「軽くみないで！パートナーからのモラハラ」(主催：東京ウィメンズプラザ)(R5.11.18) 憲法講演会「性的少数者の権利、ジェンダーギャップを憲法から考える」(主催：山梨県弁護士会)(R6.1.20) 「女性支援新法全国フォーラム」(主催：厚生労働省)(R6.1.26) 「いのちのセーフティフォーラム2024」(主催：山梨県)(R6.2.19) 「DV加害者対応を考える」(全国女性シェルターネット)(R6.3.30)
87				40	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 警察は、DVの特性等に関する理解を深め、適切な対応を行うため、職員に対する研修の実施及び人材の育成等を行います。 	1	各種会議等の機会を通じて職員等に対する研修を実施し、職員等の意識、知識の醸成を図るとともに、研修会を行い、人材育成を図った。
88			組織的対応の推進	40	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組まします。 	1	・実務者会議やアドバイザー派遣事業で情報や知識の共有を行った。
89				40	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組まします。 	1	・研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組んだ。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
基本目標Ⅲ 自立に向けた環境整備の促進								
90	10 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用	41	子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所に相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設への入所、生活保護の適切な適用を行い被害者の自立を支援します。 母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する情報提供及び支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行った。母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子(父子)家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行った。
91				41	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図り、被害者の状況に応じて福祉制度などの情報提供を行った。
92				41	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行った。
93	10 被害者への総合的な支援	その他被害者への適切な情報提供・支援	生活全般にわたる情報提供・支援	42	男女共同参画・外国人活躍推進課	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者自身の問題解決のため、法律の専門家である弁護士への相談や依頼をしやすい環境を整える。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 無料法律相談窓口を開設し、市町村や関係機関に対し周知を行った。(R5.4.1~R6.3.31、17回実施、延べ21名利用) 生活に困窮しているDV被害者の婚姻関係解消に必要な離婚協議・調定・訴訟手続きの弁護士費用に係る着手金の一部を助成。(所得制限あり)(R5.4.1~R6.3.31、14件)
94				42	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。 配偶者暴力相談支援センターは、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な制度や利用手続きについて情報提供し、市町村や関係機関と連携した支援を行った。
95				42	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。 配偶者暴力相談支援センターは、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行った。 法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行った。
96				42	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 婦人保護施設においては、入所者が健全な環境のもとで自立した生活を行うための支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度、婦人保護施設の入所対象となる事例はなかった。
97				42	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が地域において安定した生活を送れるように、市町村、民間団体、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた適切な相談窓口の紹介を行った。
98	42	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介等、地域における継続的な支援を行った。 			
99	11 就業支援の充実	就業に向けた情報提供・助言	就業に向けた情報提供・助言	43	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと連携し、就職に関する情報提供を行った。
100				43	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所、職業訓練施設等と連携し、就業に向けた情報提供、助言等を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
101		就業支援機関の活用	就業相談などの制度の活用	43	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター※1における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。	1	・子どものいる被害者が就労を希望する場合には、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を行った。
102				43	びゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター※1における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。	1	・該当事例はなかったが、該当事例がある場合は、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、職業訓練や就業に向け、継続した支援を行う。
103			雇用関連サービスの提供	43	労政人材育成課	・「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」において、被害者に対して就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」による就職情報の提供などにより、就労支援を行います。 また、「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」では、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	1	・実績：職業相談11,846件、職業紹介3,870「件」、カウンセリング2,109件ほかハローワークと連携し、雇用関連サービスをワンストップで提供した。また、「やまなし就職応援ナビ」等で合同就職面接会やセミナーなどの就職イベント情報を提供した。 ※被害者のみの件数は集計不可能なため、全利用件数を記載
104			職業訓練施策による支援	44	労政人材育成課	・DVによる被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るため、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。 また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。	1	(継続) 離転職者等を対象にした職業訓練の実施について周知を図った。 また、一部のコースにおいて託児サービスを行ったほか、eラーニングコースを設け、就業に向けた支援を行った。 ※受講者がDV被害者かどうかは不明。
105	12 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	住宅の確保に係る情報提供	45	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。	1	・住宅の確保について情報提供を行い、必要に応じて住宅供給公社等との連携を行った。
106				45	びゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。	1	・住宅の確保については、市町村や県住宅供給公社と連携して情報提供を行った。
107				45	建築住宅課	・配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。	1	・ホームページ(国のセーフティネット住宅情報提供システムを活用)でセーフティネット住宅の空き家情報を提供している。
108				45	住宅対策室	・配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。	1	・ホームページに県営住宅の空き家情報を掲載するとともに、福祉保健部各課を通じて空き家情報を提供できる体制としている。
109			県営住宅を活用した入居支援	45	住宅対策室	・被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。 ・県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸数の確保を図ります。	1	・県営住宅の優先入居者として、取り扱っている。 ・連帯保証人を必要としないことができるなど、特例的な扱いをしている。
110			市町村営住宅入居に対する支援	45	住宅対策室	・被害者が市町村営住宅へ優先入居できるよう市町村に対し働きかけを行うとともに、制度運用に関する情報提供を行います。	1	・被害者が市町村営住宅に優先入居できるよう、市町村担当者へ働きかけ及び情報提供を行った。
111			民間賃貸住宅への入居制度に対する支援	46	建築住宅課	・被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に基づき、セーフティネット住宅※3の登録を促進するため、ホームページやリーフレットにより登録制度について情報を提供し周知を図ります。	1	県ホームページ及び山梨県居住支援協議会ホームページに、セーフティネット住宅の登録に関する周知情報(大家・不動産業者向け)などを掲載し、住宅の登録を促進した。 ・登録戸数(R5年度末時点):6,418戸

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)	
112	13 子どもに対する適切な支援	個々の子どもに寄り添った支援	支援情報の提供	47	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、子どもの就学や保育、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。	1	・子どもの就学や保育について情報提供するとともに、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も合わせて行った。	
113				47	びゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、子どもの就学や保育、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。	1	・子どもの就学や保育について情報提供を行うほか、子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、居住地の市町村において予防接種や健診が受けられることについて、市町村と連携して情報提供を行った。	
114			児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備	47	特別支援教育・児童生徒支援課	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努めます。	1	・校長研修会（R5.6.6 約300名参加）、教頭研修会（R5.6.13 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・高等学校12校へ配置したスクールカウンセラー（R5年度は約2500時間の勤務実績）、各校からの要請に対応するスクールカウンセラー（R5年度は約200回、約500時間の勤務実績）、総合教育センター配置のスクールソーシャルワーカー（2名、R5年度は約1000時間の勤務実績）を活用して、配偶者等からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努めた。	
115			子どもが安心して生活できる環境整備	関係者への周知徹底	48	男女共同参画・外国人活躍推進課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・教職員研修会への参加呼びかけや教育関係者等へのDV・デートDV防止啓発パンフレットの配布を実施した。
116					48	子ども福祉課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・子どもの権利を学ぶイベント「やまなし誰でもウォーキングサッカー」の開催（R6.3.20）参加者35名（大人15名、小人20名）
117					48	特別支援教育・児童生徒支援課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・校長研修会（R5.6.6 約300名参加）、教頭研修会（R5.6.13 約370名参加）において、児童生徒に関する留意事項、配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R5.6.20、対象：各学校生徒指導主事、合計50名）において、デートDVやネットトラブルの実際とその予防的指導についての研修会を実施した。（再掲）
118					48	男女共同参画・外国人活躍推進課	・被害者を保護するための接近禁止命令制度の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。	1	・DV啓発防止パンフレットの教育関係者への配布や県民講演会等を通じて周知した。
119				情報等の適切な管理	48	特別支援教育・児童生徒支援課	・子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。	1	・小中学校生徒指導主事研修会（R5.5.11、約250名参加）において、子どもたちの安全や人権が守られるよう、地教委との確認を依頼した。 ・高等学校教育相談連絡会議（書面を含む年3回実施：各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（書面を含む年6回実施：各40～60名）を通して、子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図るよう周知した。
120				関係機関との連携	48	特別支援教育・児童生徒支援課	・教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。	1	・校長研修会（R5.6.6 約300名参加）、教頭研修会（R5.6.13 約370名参加）等を通して、関係機関との一層の連携を依頼した。 ・小中学校生徒指導主事研修会（R5.5.11、約250名参加）において、児童生徒の虐待防止及び人権尊重の意識を高める教育啓発等を依頼した。 ・高等学校教育相談連絡会議（書面を含む年3回実施：各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（書面を含む年6回実施：各40～60名）を通して、関係機関と連携を図るよう指導した。
121					48	女性相談支援センター	・接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。	1	・令和5年度に該当する事例はなかったが、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促している。
122			48	びゅあ総合	・接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。	1	・今年度の該当事例はなかったが、子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促している。		
123			48	警察本部	・接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。	1	被害者に対し、接近禁止命令が発出された旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促し、当該関係機関等と連携して被害関係者の安全確保を図った。		

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
基本目標Ⅳ 関係機関の支援ネットワークの充実								
124	14 関係機関のネットワークの充実	関係機関連絡協議会等の充実	関係機関連絡協議会の開催	49	男女共同参画・外国人活躍推進課	・県、市町村、民間団体等による関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、DVに関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。	1	・関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、関係機関連絡協議会を10月に開催した。
125			実務者会議等の開催	49	女性相談支援センター	・女性相談所は、被害者の自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、研修や事例検討を行います。	1	・個別支援の強化やネットワーク体制の推進につながることを目指して実務者会議を開催した。
126		被害者支援のためのネットワークの強化	配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化	50	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。	1	・被害者の安全確保のため、緊急時は警察と連携した。自立支援については、市町村や関係機関と適宜連携を図った。
127				50	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。	1	・保護の該当事例はなかったが、自立支援については、関係各機関との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めた。
128				地域ネットワークの充実	50	男女共同参画・外国人活躍推進課	・地域で被害者に直接接する機会が多い市町村や保健福祉事務所、警察署等に働きかけ、地域におけるネットワーク会議等を行い、地域単位での支援ネットワークの構築を図ります。	1
129	15 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進	市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進	51	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。	1	・市町村に対して国や県の取組を説明し、DV防止計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を促した。 (令和5年度末時点のDV防止計画の策定状況：21市町村)
130				51	女性相談支援センター	・市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。	1	・実務者会議の機会を通じて情報提供及び情報共有した。 ・電話等による問い合わせに対しては必要な助言を行った。
131				51	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。	1	・令和5年度は該当事例はなかったが、関係機関連絡協議会を開催し、県と市町村それぞれの活動について情報提供及び情報共有を行った。
132				51	女性相談支援センター	・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。	1	・令和5年度に該当する事例はなかったが、実務者会議等を通じ、配偶者暴力相談支援センターについての情報提供及び情報共有を行った。
133				51	ぴゅあ総合	・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。	1	・該当事例はないが、市町村からの要請があれば適宜対応していく。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
134			窓口における円滑な手続きの推進	51	男女共同参画・外国人活躍推進課	・被害者の負担軽減等を図るため、市町村内における手続きの一元化等について、会議、研修等を通して働きかけを行います。	1	・関係機関連絡協議会の中で情報提供及び情報共有を行った。
135			人材育成に向けた支援	52	男女共同参画・外国人活躍推進課	・市町村が実施する施策が円滑に進むよう、DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。	1	・DV防止に関わる県民講演会や女性相談支援センター主催の実務者会議への参加を呼びかけた。
136				52	女性相談支援センター	・女性相談所は、実務者会議等を開催し、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で市町村担当者の資質向上を図ります。	1	・支援ネットワーク構築の推進につながることを目指して実務者会議を開催し、情報共有を行った。
137	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	関係連絡協議会を通じた連携	53	男女共同参画・外国人活躍推進課	・関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、民間団体等にDVに関する問題について理解と協力を働きかけます。	1	・関係者連絡協議会において説明を行い、協力をお願いした。
138			実務者会議を通じた連携	53	女性相談支援センター	・女性相談所は、実務者会議を通じて民間団体と意見交換等を行い支援の連携を図ります。	1	・実務者会議を開催し、事前課題形式の事例検討を通じて民間団体との意見交換を行った。
139			効果的な周知・啓発に向けた連携	53	びゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護に向けた効果的な周知・啓発を行います。	1	・「女性の人権サポート・くろーばー」などの民間団体と連携を図りながら、広報啓発を行った。
140		民間団体等と連携した人材の育成	研修会等の実施	54	女性相談支援センター	・DVに関する研修会等については、女性相談所が行う専門的な研修や関係機関による事例検討会等へ民間団体にも参加を呼びかける等、人材の育成を図ります。	1	・民間団体に実務者会議やアドバイザー派遣事業の研修会への参加を呼びかけ、情報共有を行った。
141	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理	職務の改善及び被害者等への説明	55	女性相談支援センター	・各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	・苦情に対しては真摯に対応し、職務の改善に努めた。
142				55	びゅあ総合	・各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	・苦情の実績はないが、苦情の申し出があった場合には、苦情対応マニュアルに基づき適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて改善に努めることとしている。また、処理結果についても原因報告、解決策の提示などにより申立人に対する説明責任を果たすこととしている。
143				55	警察本部	・各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	組織対応し、迅速的確に処理するとともに、必要に応じて職務の改善に反映させた。また、処理結果についても可能な限り、申立人に対して説明を行い、説明責任を果たすよう努めた。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和5年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
144	18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査	被害者の相談・保護事例の分析	56	女性相談支援センター	・被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立っています。	1	・被害者の心情等に配慮しながら被害の実態を把握、分析し、心身の健康の回復や自立に向け、より良い方法を適宜検討しつつ、支援にあたった。必要に応じて精神科医、心理士の面接を行い、より専門的な見地からの実態・心情把握に努めた。
56				びゅあ総合	・被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立っています。	1	・相談業務を行うに当たっては、常に秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立よう努めた。	
146		加害者更正に向けた調査研究	加害者への対応についての研究	56	男女共同参画・外国人活躍推進課	・加害者対策については、有効な指導方法等が確立するまでの間、引き続き国等の動向や他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更正を促す対策を検討します。	1	・国の調査研究の動向や他県の状況について情報収集に努めた。
147				56	子ども福祉課	・加害者対策については、有効な指導方法等が確立するまでの間、引き続き国等の動向や他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更正を促す対策を検討します。	1	・国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めた。

※件数等の集計期間については、県・配偶者暴力相談支援センターは年度、警察本部は年(1/1～12/31)となる。